

定 款

令和 7 年 8 月 4 日 現在

一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会

静岡市駿河区稲川一丁目 1 番 1 号

TEL (054) 289-3700

FAX (054) 289-3702

一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会（以下「本協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本協会は、社員である司法書士及び司法書士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき司法書士法第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事業を行うこと
- (2) その他本協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

(事務所)

第4条 本協会は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

(公告の方法)

第5条 本協会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第2章 社 員

(社員の資格)

第6条 本協会の社員は、静岡地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士又は司法書士法人（司法書士法第26条に規定する司法書士法人をいう。以下同じ。）であり、かつ本協会の事業に賛同し入会した者とする。

(会 費)

第7条 社員は、別紙1に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(入 会)

第8条 社員となろうとする者は、理事会の決議で定める入会手続を行うものとする。

2 本協会は、社員になろうとする者に対し、正当な理由がなければ、入会を拒むことができない。

3 本協会は、入会を認めないものとするときは、社員になろうとする者に対し、その旨を通知して入会を拒否することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を失う。

(1)退会したとき

(2)第6条に規定する資格を有しなくなったとき

(3)社員である司法書士法人が解散したとき

(4)6ヶ月以上会費を滞納し、催告期日までに納入しないとき

(5)除名されたとき

(6)自然人たる社員が死亡したとき

(7)総社員の同意があったとき

(退 会)

第10条 社員は、理事会の決議で定める退会手続に従い、いつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数での特別決議で除名することができる。ただし、その社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)本協会の定款、規則及び規程又は、総会の決議に違反した行為が重大なものであるとき

(2)本協会の名誉を傷つけ、本協会の事業を阻害し、又は本協会に著しい損害を加えた行為が重大なものであるとき

(拠出金の不返還)

第12条 会費をのぞく既納の拠出金は返還しない。

(事業の委任処理)

第13条 本協会は、第3条に規定する事業（以下「事件」という。）を、次に掲げる者に限り、取り扱わせることができる。

(1)社員である司法書士（司法書士法人の社員である者を除く。）

(2)社員である司法書士法人

2 前項に規定する事件の配分に関する基準は、第2条に規定する目的に沿うよう別に理事会の決議により定めるものとする。

3 社員である司法書士又は司法書士法人が次のいずれかに該当する場合は、その期間中は、第1項に規定する事件の配分を行わないものとする。

(1)社員である司法書士が司法書士法第47条第2号に規定する業務の停止の処分を受け、その処分期間中である場合。

(2) 社員である司法書士法人が同法第48条第1項第2号に規定する業務の停止の処分を受け、その処分期間中である場合。

(3) 社員である司法書士又は司法書士法人が、発注者を相手方とする裁判手続の当事者の代理人となり、又は当該当事者の依頼により裁判書類作成関係業務を行い、当該裁判手続が継続中である場合、その他当該社員に配分を行うことが望ましくないものとして理事会が定めた事由がある場合。

4 第1項の規定により事件の配分を受けた司法書士又は司法書士法人が事件を処理するに当たり、その者の故意又は過失による事故が原因で本協会が発注者又は第三者に損害の賠償をしたときは、本協会は、その者に対し求償することができる。

第3章 総会

(定時総会)

第14条 定時総会は、毎年事業年度終了の日から3ヶ月以内に開催する。

(臨時総会)

第15条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会の決議があったとき

(2) 社員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(総会の構成員及び成立要件)

第16条 総会は、社員で構成し、かつ、社員の過半数の者が出席することにより成立する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の招集)

第17条 総会は、理事長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって2週間前までに通知しなければならない。

3 理事長は、第15条の規定により臨時総会の招集を要するときは、その請求があった日から30日以内に招集通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席社員の中から選出する。

(総会の決議)

第19条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席社員の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第20条 社員は、他の社員を代理人として、議決権を行使することが出来る。

2 前項により議決権を行使した社員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人が記名押印する。

第4章 役員

(役員の種別及び員数)

第22条 本協会に次の役員を置く。

理事 5人以上22人以内

監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、4人以内を副理事長とし、専務理事1人を置くことができる。

(役員の選任等)

第23条 理事の員数の過半数は、社員（社員である司法書士法人の社員を含む。）でなければならない。選任方法に関する規則は、別に理事会の決議により定める。

2 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

4 理事と監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務)

第24条 理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、会務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本協会の常務を総括する。

4 理事は、本協会の業務を執行する。

5 監事の職務及び権限は以下の通りとする。

(1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期等)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める員数の下限に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員退任)

第26条 次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該理事又は監事は、前条の規定にかかわらず、その資格を失い退任する。

(1) 司法書士である役員について、社員の資格が失われたとき

(2) 司法書士法人が社員であることによって役員となった当該司法書士法人の社員である司法書士について、当該司法書士法人が有していた社員の資格が失われたとき

(3) 司法書士法人が社員であることによって役員となった当該司法書士法人の社員である司法書士について、その司法書士が当該司法書士法人の社員の資格が失われたとき

2 前項の規定にかかわらず、前項各号の事由が生じたときから1箇月以内に当該司法書士が、当協会の社員である司法書士法人の社員となった場合又は当協会の社員となった場合は、理事又は監事の資格を失わない。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数での特別決議で解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

3 前2項の額は、総会の決議により定める。

第5章 理事会

(理事会)

第29条 当法人は、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長・副理事長及び専務理事の選定及び解職

(4) 委員の選任及び解任ならびに委員の業務に関する規則の制定、変更及び廃止

(5) 委員会の設置及び廃止ならびに委員会の運営に関する規則の制定、変更及び廃止

(招 集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面または電磁的方法をもって、理事会の3日前までに、理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により理事が議長となる。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印もしくは電子署名をする。

第6章 委員及び委員会

(委 員)

第35条 本協会は、理事会の決議により、理事の業務執行を補助する総務委員、研修委員、配分委員その他の委員を選任することができる

- 2 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 委員は、いつでも、理事会の決議によって解任することができる。
- 5 監事は、委員を兼ねることはできない。

(委員会)

第36条 本協会は、委員がその業務を円滑かつ組織的に執行できるようにするため、理事会の決議により、総務委員会、研修委員会、配分委員会その他の委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、その業務を所掌する理事（以下、「担当理事」という。）及び委員によって構成する。
- 3 委員会は、担当理事及び委員の任期が満了した場合であっても、理事会の決議により廃止されない限り存続するものとする。

第7章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第37条 本協会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長が理事会の決議を経て委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は、委嘱した理事長の任期と同一とする。

第8章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第38条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第39条 事業年度開始日から定時総会開催日まで、理事長は、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 定時総会において予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の場合においては、予算を成立させるため、理事長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議をもって承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第41条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数での特別決議で変更することができる。

(解 散)

第44条 本協会は、総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第45条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第46条 本協会の庶務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

第11章 補 則

(保証制度)

第47条 本協会は、受託事件の処理等に関し、官公署等から損害賠償の請求があった場合の履行を確保するため、保証制度を整えるものとする。

(規則等への委任)

第48条 この定款の施行又は本協会の運営について必要な事項は、定款又は総会で定めるもののほか、理事会の決議により別に定めることができる。

別紙1（定款第7条）

会費に関する規定

（会 費）

1 会費は、定額会費と定率会費とする。

（1）定額会費は、月間2,000円（消費税は不課税）とし、入会した日が属する月の翌月から、社員の資格を喪失した日が属する月まで、各年度分を毎年一括納付する。

（2）定率会費は、受託事件報酬の2割とし、受託事件処理完了後6カ月以内に納付する。

ただし、所有権移転登記の単価が10,000円未満の契約にかかるすべての業務の受託事件報酬に対する定率会費は1割とする。

なお、定率会費については、定率会費に係る消費税額及び地方消費税額を別途加算する。

（3）定額会費は、新入会社員につき初回から12箇月分を免除する。ただし、再入会（個人法人間および法人間の異動を含む）社員を除く。

（催告手続）

2 会費の納入期に会費を納入しないで6ヶ月以上経過したときは、期日を定めて納入するよう催告する。催告は文書で行い、催告期日に納入しないときは定款第9条第4号の規定により社員の資格を失う旨を付記する。

（長期相続登記等未了土地解消作業における定率会費の特例）

3 第1項第2号の規定にかかわらず、令和5年度乃至令和8年度に実施される長期相続登記等未了土地解消作業（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第44条に規定する特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記の特例に基づく作業）の報酬に対する定率会費については1割とする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の理事長は、水野裕之とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、平成26年10月27日から施行する。
- 5 この定款は、平成27年6月19日から施行する。
- 6 この定款は、平成29年6月23日から施行する。施行前に納入された入会金の取扱いについては、なお従前の例による。
- 7 この定款は、令和元年6月21日から施行する。
- 8 この定款は、令和5年6月23日から施行する。
- 9 この定款は、令和7年6月27日から施行する。